

デイサービスみそら 地域通所介護/日常生活支援総合事業

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社美空が開設するデイサービスみそら（以下「デイサービス」という。）が行う地域通所介護及び日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、デイサービスで地域通所介護および通所型サービス介護事業の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 デイサービスの従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者等の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者等の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うデイサービスの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスみそら
- (2) 所在地 南国市十市1524番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 デイサービスに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、デイサービスの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 従業者
生活相談員 1名
看護職員 1名
介護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名

従業者は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 デイサービスの営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分(7時間15分)までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は15名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、要介護者等から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用として、1食あたり600円。(特別食の場合750円)
当日キャンセルは食事代の50%。
- (2) おむつ代として、パット100円、おむつ及びリハビリパンツ150円。
- (3) 洗濯代として、洗濯機使用料、水道代、洗剤代等に要する費用200円。
- (4) その他の事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その要介護者等に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- (5) 通常業務の実施地域以外の送迎料は頂きません。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南国市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 要介護者等は事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 浴室を利用する際には、係員の指示に従うこと。
- (3) 送迎の乗降に際しては、係員の指示に従うこと。
- (4) 機能訓練の機器については、許可無く利用しないこと。
- (5) 運営規程で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、サービス実施中に要介護者等の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害及び感染症対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害及び感染症に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。)その他の非常災害及び感染症に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い、非常災害及び感染症まん延時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 事業所は、非常災害及び感染症に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は要介護者等の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 要介護者等及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(要介護者等の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる要介護者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 要介護者等の個人情報を含む地域通所介護および日常生活支援総合事業計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第15条 事業所の従業者は、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業者でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第16条 提供した事業に関する要介護者等及び家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、要介護者等または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した事業に関する要介護者等及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により南国市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは南国市の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、要介護者等または家族からの苦情に関して南国市が行う調査に協力するとともに、南国市から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 南国市からの求めがあった場合には、改善内容を南国市に報告する。
- 6 提供した事業に係わる要介護者等または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第17条 要介護者等に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該要介護者等の家族、当該要介護者等に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 事業者は、要介護者等に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(衛生管理)

- 第18条 事業に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前および終了時に日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。
- 2 従業者へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

(運営推進会議)

- 第19条 事業所が地域に密着し開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね6か月に1回以上とする。
 - 3 運営推進会議のメンバーは、要介護者等、要介護者等の家族、地域住民の代表者、南国市職員、南国市地域包括支援センター職員、及びデイサービスについての知見を有する者とする。
 - 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び要介護者等に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
 - 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第20条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 要介護者等に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(暴力団の排除)

第21条 事業所の設置者、管理者その他当該デイサービスの業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。次項において「設置者等」という。)は、暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)であってはならない。

- 2 事業所の設置者等は、暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。)又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 事業の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない

(県内産農林水産物等の使用)

第22条 事業所は、要介護者等に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産(以下「県内産農林水産物」という。)及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 従業者の質の向上を図るため次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 定期的研修 年12回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社美空代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第24条 事業所は、職場におけるセクシャルハラスメント(上司や同僚に限らず、要介護者やその家族等から受けるものも含む)やパワーハラスメントの防止のために雇用管理上の措置を講じるものとする。

- 2 相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備・取組、被害防止のための取組を行うものとする。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

(非常災害対策へ感染症追記)(ハラスメント対策の追加)

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

(利用料等の変更)